

平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について

～総予算の組替えで元気な日本を復活させる～

〔平成 22 年 7 月 27 日
閣議決定〕

政権交代後の初めての本格的な編成となる平成 23 年度予算は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算である。配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現しなければならない。そのためにはムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することが必要である。

元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であり、政府一丸となってこれを実現するために、以下に「組替え基準」を定める。

1. 元気な日本復活特別枠

(1) 「元気な日本復活特別枠」の設定

デフレ脱却を含めた経済成長の実現、国民生活の安定・安全、「新しい公共」の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定する。その規模は 1 兆円を相当程度に超えるものとし、歳出の大枠である約 71 兆円の枠内で、できる限りこの特別枠の規模を大きくするため、ムダづかいの根絶や総予算の組替えに政府をあげて徹底的に取り組む。

(2) 各省の「要望」

A. 「要望」額

原則として、「総予算組替え対象経費」の平成 22 年度当初予

算額と概算要求枠（別紙1参照）との差額を「要望」基礎枠とする。なお、積極的な予算の見直しを行い、概算要求枠を下回る要求を行った大臣に有利となる仕組みを導入する（別紙2参照）。

B. 「要望」内容

- マニフェストの実現
- デフレ脱却・経済成長に特に資する事業
- 雇用拡大に特に資する事業
- 人材育成、国民生活の安定・安全に資する事業

各大臣は「要望」にあたって個々の施策の経済成長への寄与度、雇用増の見込みなどを可能な限り明らかにするとともに、優先順位を明確にする。

(3) 配分（「政策コンテスト」の実施と「努力評価制度」の導入）

特別枠の配分については、各省庁が、国民に開かれた形で「要望」政策の必要性や効果などを説明した上で、外部の意見なども踏まえて政策の優先順位づけを行う「政策コンテスト」を実施し、その優先順位に基づいて最終的には総理大臣の判断によって予算の配分を決める新たな手続きによって行う。

なお最終的な配分を決めるにあたっては平成22年度当初予算における削減努力、租税特別措置の抜本改革や「新成長戦略」に記載された経済成長に寄与する規制改革への取組などが十分勘案されるような仕組み（努力評価制度）を、手続きの中に組み込むものとする。

2. ムダづかい根絶・総予算の組替え

昨年秋以来、政権が取り組んできたムダづかい根絶や総予算の組替えに対する取組はいまだ不十分であり、国民の信認を得られているとはいえない状況にある。今後、マニフェストの工程を管理しながら、政治行政への信頼を回復し、元気な日本を復活させるための財源を確保するためには、平成23年度予算編成において、

その取組をさらに徹底させることが必要不可欠である。

したがって各大臣は、「要求大臣」である前に、まずは「査定大臣」として、概算要求にあたり以下の事項を実施し、ムダづかい根絶と総予算の組替えにあらためて全力で取り組むこととする。

- 事業仕分け、行政事業レビュー等の結果の適切な反映
- 「行政事業レビューシート」による全事務事業の検証
- 20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証
- 独立行政法人・公益法人への交付金等の削減
- 庁費・委託費・施設費の削減
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に則った一括交付金化・出先機関改革の推進

なお、人件費についても、各大臣において抑制・削減に取り組むと同時に、政府全体でも抑制・削減に全力で取り組む。

3. 財政健全化への取組

「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に基づく「歳出の大枠」（約71兆円）はこれを堅持し、国債発行額についても平成22年度当初予算の発行額（約44兆円）を上回らないよう、全力をあげる。

4. 予算編成の透明性強化の推進

国民に開かれた予算編成の実現のため、政権交代以来、一貫して取り組んできた予算編成の透明性強化の推進を、来年度予算編成においても着実に実行する。

昨年来、実施してきた行政刷新会議における事業仕分けは、これまで密室で行われてきた予算編成過程の一部をオープンにする取組であり、まさにその象徴である。

来年度予算編成においては、10月に実施予定の事業仕分けに加えて、「元気な日本復活特別枠」の配分において行う「政策コンテスト」を公開手法で実施することにより、予算配分の一部をも国民に開かれた形とする。

さらに、昨年予算編成時より進めている各府省における予算

作成の過程や各府省間の調整、予算作成に関する資料などの積極的な公開を一層促進し、予算編成過程全体の透明性強化を推進する。

上記1から4を踏まえた各府省の概算要求枠及び「要望」基礎枠を別紙1に示す。また、「基礎的財政収支対象経費」の要求ルール等は別紙2のとおりとする。

(別紙1)「概算要求枠」及び特別枠に対する「要望」基礎枠

所 管 等	概算要求枠	「要望」基礎枠
内閣総理大臣（内閣・内閣本府等）	5,170 億円	559 億円
国家公安委員会委員長（警察庁）	2,338 億円	258 億円
総務大臣（総務省）	3,140 億円	324 億円
法務大臣（法務省）	6,225 億円	670 億円
外務大臣（外務省）	5,841 億円	646 億円
財務大臣（財務省）	11,274 億円	1,203 億円
文部科学大臣（文部科学省）	49,798 億円	5,090 億円
厚生労働大臣（厚生労働省）	11,653 億円	1,287 億円
農林水産大臣（農林水産省）	20,015 億円	1,583 億円
経済産業大臣（経済産業省）	9,371 億円	986 億円
国土交通大臣（国土交通省）	50,737 億円	5,504 億円
環境大臣（環境省）	1,970 億円	206 億円
防衛大臣（防衛省）	43,450 億円	4,751 億円
合計	220,982 億円	23,066 億円

(注 1) 別紙2の 2.(1)②に定める場合においては、上記の表の「概算要求枠」の額を下回る要求がなされる一方で、上記の表の「要望」基礎枠」の額に加えて、当該「概算要求枠」と当該要求の額との差額（ただし、恒久的な歳出削減額に相当する額の範囲内とする。）の3倍の範囲内の「要望」が行われることとなる。

(注 2) 総予算組替え対象経費の総額は、上記の合計の他、国会、裁判所及び会計検査院に係る経費を加算したものであることに留意が必要である。

(別紙2)

1. 「基礎的財政収支対象経費」の要求のルール

(1) 年金・医療等に係る経費等

- ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（「年金・医療等に係る経費」という。）については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う自然増（各所管計 1 兆 2,500 億円）を加算した額の範囲内において、各大臣ごとに、要求する。なお、自然増部分を要求できるとしても、できる限り合理化・効率化に努めることとする。
- ② また、旧軍人遺族等恩給費等については、前年度当初予算における旧軍人遺族等恩給費等に相当する額から自然減を減算した額の範囲内において、要求する（なお、①及び②の経費を、「年金・医療等に係る経費等」という。）。

(2) 地方交付税交付金等

地方交付税交付金及び地方特例交付金（「地方交付税交付金等」という。）の合計額については、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 予備費

予備費（経済危機対応・地域活性化予備費を含む。以下同じ。）については、前年度当初予算における予備費に相当する額を要求する。

なお、経済危機対応・地域活性化予備費の平成 23 年度における取扱いについては、今後の経済状況等を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 総予算組替え対象経費

各大臣は、「財政運営戦略」に定める「基礎的財政収支対象経費」のうち上記（1）から（3）を除く経費（「総予算組替え対象経費」という。）については、以下の①及び②に掲げる経費ごとに定める計算により算出された額の合計額（「概算要求枠」という。）の範囲内で要求する。

①「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」

「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」及び「高速道路の無料化」については、前年度当初予算におけるこれらの事項に係る経費に相当する額。

②その他経費

総予算組替え対象経費のうち、①の経費を除いたもの（「その他経費」という。）については、前年度当初予算におけるその他経費に相当する額に100分の90を乗じた額（ただし、子ども手当に係る人件費については、前年度当初予算における子ども手当に係る人件費に相当する額とする。）。

（注）平成22年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減、石油石炭税及び電源開発促進税の税収見込額と平成22年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等並びに人件費に係る平年度化分等の増減については上記の額に加減算する。なお、人事院勧告については、今後の取扱方針に従い、予算編成過程において、その影響分を上記の額に加減算する。

（注1）各大臣の年金・医療等に係る経費と総予算組替え対象経費については、両経費の性質が異なることから、両経費間での調整は行わない。ただし、各経費において、恒久的な削減を行ったものとして、財務大臣が認める場合には、両経費間で調整をすることができる。また、調整を認めるにあたっては、今後の各経費の増加の見込みも勘案することとする。

（注2）特別会計の改革の実施等により経理区分が変更されることに伴い増加する経費については、「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）に則り、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

（注3）公共事業関係費等に関する地域に係る一括計上分については、関係所管をベースとした調整を行うこととする。その他、概算要求枠の合計額が変わらないものとして、財務大臣が認める場合には、各大臣間で概算要求枠の額の調整をすることができる。

2. 「要望」のルール

- (1) 「元気な日本復活」のため、「新成長戦略」及びマニフェストに掲げられた施策並びに国民生活の安定・安全及び「新しい公共」の取組に資する施策への重点化を図るべく、各大臣は、これらの施策について、
 - ① 「財政運営戦略」に定める財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）による「要望」基礎枠の範囲内で「要望」を行うことができるものとする。
 - ② 上記1.（4）に定める概算要求枠の額を下回る要求を行う場合は、当該概算要求枠と当該要求の額との差額（ただし、恒久的な歳出削減額に相当する額の範囲内とする。）の3倍の範囲内において、①の「要望」基礎枠の額に加えて「要望」を行うことができるものとする。
- (2) 各大臣は、(1) ①及び②の「要望」に当たっては、優先順位を明示することとする。
- (3) マニフェストに掲げられた施策に係る経費のうち、年金・医療等に係る経費の平成23年度における取扱いについて、所管府省の経費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、上記1.（1）①に従って算出される額の範囲内で要求を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、当該施策を「マニフェスト施策財源見合検討事項」として事項名のみを登録することができるものとする。

3. 編成過程における対応

- (1) 各大臣は、予算編成過程においても、特別会計等を対象とする事業仕分け第3弾の指摘反映など更なる見直しを行い、歳出削減に取り組むこととする。
- (2) 予算編成過程において、上記2.（1）の「要望」について、「新成長戦略」及びマニフェストに掲げられた施策並びに国民生活の安定・安全及び「新しい公共」の取組に資する施策に対し、「歳出の大枠」の範囲内において、特別枠として総理大臣の判断によって重点的・戦略的に予算措置を講ずる。その際、事務事業の必要性・緊急性、有効性、効率性等を勘案するとともに、平成22年度当初予算における削減努力等の取組や租税特別措置に係る改革、「新成長戦略」に記載された規制改革への取組等も勘案しつつ、予算措置を

講ずる。

- (3) 上記2.(3)の「マニフェスト施策財源見合検討事項」に登録された事項の取扱いについては、安定的な財源の確保とあわせて、(2)の予算措置とともに、予算編成過程において検討する。
- (4) 新たな制度改正による恒久的な歳入増が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

4. その他の予算編成過程検討事項

「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成8年12月3日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費及び「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等の平成23年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」(平成22年5月28日閣議決定)に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成23年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、「歳出の大枠」の範囲内で必要な措置を講ずる。

5. 要求期限等

上記による要求・「要望」に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・「要望」を提出せざるを得ない場合であっても、上記1.(1)から(4)及び上記2.(1)に従って算出される額の範囲内とする。